

大田市日本遺産構成文化財イラストの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田市日本遺産構成文化財イラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(イラストに関する権利)

第2条 イラストに関する一切の権利は、大田市日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 イラストを使用しようとする者は、あらかじめ大田市日本遺産構成文化財イラスト使用許諾申請書（様式第1号）にイラストの使用状況がわかる見本を添付して、大田市日本遺産推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 協議会及びその構成団体が使用する場合
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 個人が私的使用目的で使用する場合
- (5) その他会長が別に定めた場合

(使用の許諾)

第4条 会長は、前条の使用申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許諾するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 協議会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) イラストのイメージを損なうおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (6) その他許諾することが不相当であると会長が認める場合

2 会長は、使用を許諾するときは、大田市日本遺産構成文化財イラスト使用許諾書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

3 会長は、イラストの使用を許諾するにあたっては、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 使用期間は、承認された日から翌年度の3月31日までとする。

2 前項の期間満了後において、引き続きイラストを使用するときは、改めて第3条の使用申請を行い、会長の許諾を受けなければならない。

(使用料)

第6条 イラストの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された使用内容のみに使用し、会長の指示する条件に従うこと。

(2) 第4条第1項及び第2項の規定により許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン(色、形、字体など)を改変しないこと。

(4) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(許諾の取消し等)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの要綱に違反した場合

(2) 使用者が第4条第4項の使用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第4条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他イラストの使用継続が不相当であると認められた場合

2 前項の許諾の取消しは、大田市日本遺構成文化財イラスト使用許諾取消通知書(様式第3号)により通知する。

3 会長は、使用者にイラストの使用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第9条 協議会は、この要綱による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 協議会は、イラストの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラストを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えたときは、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月25日から適用する。